

山口県報

平成19年
6月15日
(金曜日)

目次

告示

平成十九年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課).....一

平成十九年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課).....一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(農村整備課).....二

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....二

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....三

道路の位置の指定(建築指導課).....三

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課).....四

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....四

平成十九年クリーニング師試験の実施(生活衛生課).....四

大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(二件)(商政課).....五

大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....六

土地改良区役員の届出(農村整備課).....七

国営農地再編整備事業(豊北地区堀越換地区)の換地処分(農村整備課).....八

国営農地再編整備事業(豊北地区上太田換地区)の換地処分(農村整備課).....八

国営農地再編整備事業(豊北地区河原換地区)の換地処分(農村整備課).....八

県営八代西地区ほ場整備事業(第四換地区)の換地処分(農村整備課).....八

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....八

公安委告示

技能検定員審査の実施.....九

教習指導員審査の実施.....二

雑報

争議行為の通知.....一五

山口県告示第三百二十四号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八條の二第一項の規定により、次の研修を平成十九年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

平成十九年六月十五日

一 研修の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日

平成一九、八、二六(日曜日)

開催場所
柳井市南町四丁目一番一号
柳井クルーズホテル

三 研修の受講料

五千円

山口県告示第三百二十五号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八條の三の規定により、次の講習を平成十九年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 講習の主催者

名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の開催期日及び開催場所

開催期日

平成一九、九、九(日曜日)

開催場所
山口市小郡下郷一二九二番地
新山口ターミナルホテル

三 講習の受講料

四千五百円

山口県告示第百二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、広域営農団地農道整備事業阿武東二期地区矢原トンネル建設工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 広域営農団地農道整備事業阿武東二期地区矢原トンネル建設工事
- (一) 工事場所 萩市大字上小川東分字三度島及び字広谷地内
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	三〇七メートル	八・〇メートル(車道五・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年六月十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(一)の土木一式工事の数値が九百五十以上であるこ

と。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
 山口県萩農林事務所 萩市大字江向五三一番地の一
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 平成十九年七月二日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年七月十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県萩農林事務所(電話〇八三八一三二一四八〇〇)にすること。

山口県告示第百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第二百三十七号)及び保安林の指定に関する告示(平成十四年山口県告示第二百二十号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下松市経済部農林水産課、長門市経済振興部農林課、周南市経済部林政課及び周防大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百二十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

萩市大字須佐字笹松五〇八五の一に沿接する県道宇田須佐線地先公有水面

2 第二区

萩市大字須佐字笹松五〇八五の一及び五〇八五の二に沿接する県道宇田須佐線地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から4の地点までを順次結んだ線及び1の地点と4の地点を結ぶ平成十四年秋分の満潮位(D.L.+〇・八八メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の5の地点から10の地点までを順次結んだ線及び5の地点と10の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 萩市大字須佐字入江の油山三等三角点(北緯三四度三七分四〇・〇三

三秒東經一三一度三六分三九・四六八秒)から二四一度二六分〇九秒

一、四一八・四三メートルの地点

2の地点 1の地点から六六度二〇分四二秒二二・五五メートルの地点

3の地点 2の地点から七八度一九分四四秒四・〇二メートルの地点

4の地点 3の地点から九七度三六分〇七秒七・三四メートルの地点

5の地点 4の地点から一六度一三分一九秒七・九二メートルの地点

6の地点 5の地点から一八度〇四分五四秒〇・七六メートルの地点

7の地点 6の地点から一三九度一六分一六秒四・〇一メートルの地点

8の地点 7の地点から一三八度五九分〇五秒七・七六メートルの地点

9の地点 8の地点から一四一度四五分四八秒五・〇三メートルの地点

10の地点 9の地点から一三六度四〇分一七秒六・一〇メートルの地点

(三) 面積

1 第一区

五九・一一平方メートル

2 第二区

三八・六七平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十五年十二月一日 指令港湾第七号の一

三 関係図書を閲覧できる市町

萩市

認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十九年六月五日

山口県告示第三百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字山川字木ノ坪八〇の六、八〇の七、八〇の八、八〇の九、八〇の一〇及び八〇の一〇の二〇	六・〇	一〇五・八	六六二・五九
山陽小野田市大字厚狭字今市一四七六の九	六・〇	二五・二	一五八・五五



(三〇六) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
美 祢 市	平成十六年五月十七日から平成十八年三月二十二日まで	美祢市地籍図 美祢市地籍簿	東厚保町川東の一部

二 認証年月日

平成十九年六月十五日

(三〇七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年八月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び

山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人浜木綿
代 表 者 の 氏 名 舛岡聡一郎
主たる事務所の所在地 光市大字室積村一五二九番地一

(三〇八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年八月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人さわやか防府
代 表 者 の 氏 名 池本 忠平
主たる事務所の所在地 防府市牟礼今宿一丁目二二番二七号

(三〇九) 平成十九年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成十九年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成十九年九月九日(日曜日)午前十一時から

(二) 場所

山口市吉敷三三二五番地の一
山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

(1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の識別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿100パーセントのもの)のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者(クリーニン
グ業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百五十四号)附則第五項の規定によ
り同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

平成十九年七月十七日(火曜日)から同年八月三日(金曜日)まで(郵送の場合
は、八月三日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像の
ものとする。)

七 受験手数料

七千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙
には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表は、平成十九年九月二十五日(火曜日)とし、合格者の受験番号を
山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得
点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその
旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口
県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリー
ニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦
三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課
(電話〇八三一九三三一二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復
はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封
の上すること。

(三) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次の
とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年六月十五日から同年十月十五日までの間、山口県商工労働部
商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三 所 代表者の氏名
 田中 康男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 山口市大内矢田八五の二二	変更後 山口市大内矢田八二の五
--------------------------------------	---------------------	--------------------

四 届出年月日
 平成十九年六月六日
 五 変更年月日
 平成十八年八月一日

(三一一) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十九年六月十五日から同年十月十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市徳地総合支所において公衆の縦覧に供します。
 平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 徳地ショッピングセンター
 所在地 山口市徳地堀一六一三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 有限会社興和 山口市小郡高砂町七番三二号 伊勢本哲史
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 業を行う者の氏名又は名称	変更後
--------------------------------------	---------------------	-----

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社大石商店	有限会社大石商店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	柳井市柳井一五七四の二〇
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	〃	大石 雅人

四 届出年月日
 平成十九年六月六日
 五 変更年月日
 平成十六年十二月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 徳地ショッピングセンター
 所在地 山口市徳地堀一六一三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 有限会社興和 山口市小郡高砂町七番三二号 伊勢本哲史
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 昭和食品株式会社	変更後 新延 克巳
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	昭和食品株式会社	高柳 直希

四 届出年月日
 平成十九年六月六日
 五 変更年月日
 平成十七年二月二十八日

(三一二) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成十九年二月二日山口県公告(五六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年六月十五日から同年七月十七日までの間、山口県商工労働部
商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン宇部

所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成
十九年二月二日山口県公告(五七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市か
ら意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年六月十五日から同年七月十七日までの間、山口県商工労働部
商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン宇部

所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地
改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称 下関市菊川町土地改良区

土地改良区

理事の別 林 哲也

氏名 林 哲也

住所 下関市菊川町大字日新三三五

宗岡 聡

瀧本 正明

枳本 三男

熊田 謙治

前原征四郎

原田 重成

村瀬 和美

高野 芳治

松岡 茂紀

藤永三三男

河村 恵

理事の別

氏名

住所

林 哲也

島津 一満

榎本 吉正

知加良高志

守田 龍夫

清水 好文

中尾 善晴

藤原 弘道

城山 一成

藤田 榮

阿部 政美

吉富 輝昭

監事

氏名

住所

林 哲也

下関市菊川町大字日新三三五

下関市菊川町大字上岡枝五七五

二 退任した役員

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

土地改良区

下関市菊川町大字日新三三五

下関市菊川町大字上岡枝五七五

下関市菊川町大字上岡枝八〇九

下関市菊川町大字上岡枝九〇

下関市菊川町大字上保木一〇五〇

下関市菊川町大字久野一〇七八

下関市菊川町大字上田部三四八

下関市菊川町大字上野二四九の一

下関市菊川町大字下野八八一

下関市菊川町大字檜崎七八七の一

下関市菊川町大字上岡枝四二一

下関市菊川町大字東中山三〇五の一

下関市菊川町大字上野二四九の一

下関市菊川町大字下野八八一

下関市菊川町大字檜崎七八七の一

下関市菊川町大字上岡枝四二一

下関市菊川町大字東中山三〇五の一

下関市菊川町大字上野二四九の一

下関市菊川町大字下野八八一

下関市菊川町大字檜崎七八七の一

下関市菊川町大字上岡枝四二一

下関市菊川町大字東中山三〇五の一

下関市菊川町大字上野二四九の一

(三一五) 国営農地再編整備事業(豊北地区堀越換地区)の換地処分
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区堀越換地区の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日
平成十九年五月二十三日
二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業(豊北地区堀越換地区)換地計画書に記載された換地計画の
とおり

(三一六) 国営農地再編整備事業(豊北地区上太田換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区上太田換地区の換地処分を次のとおりい
ました。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日
平成十九年五月二十八日
二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業(豊北地区上太田換地区)換地計画書に記載された換地計画
のとお

(三一七) 国営農地再編整備事業(豊北地区河原換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区河原換地区の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日
平成十九年五月二十八日
二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業(豊北地区河原換地区)換地計画書に記載された換地計画の
とお

(三一八) 県営八代西地区ほ場整備事業(第四換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営八代西地区ほ場整備事業の施行に係る第四換地区の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日
平成十九年六月五日
二 換地処分の内容
県営八代西地区ほ場整備事業(第四換地区)換地計画書に記載された換地計画の
お

(三一九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 工区に含まれる地域の名称
萩市大字椿東字善田、字西ノ寄及び字平方(B工区)
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
萩市大字土原四一七番地
土原開発有限会社



山口県公安委員会告示第四十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十九年六月十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成十九年七月十七日（火曜日）及び同月十八日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十九年七月二日（月曜日）から同月六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
二万五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される

者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十九年七月十八日（水曜日）及び同月十九日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

備考	審査細目	減ずる額
大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二	一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
	二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千五百円
	三 教則の内容となっている事項	二千五百円
	四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
	五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
	六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千二百円

- 平成十九年七月二日(月曜日)から同月六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。
- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成十九年七月十九日(木曜日)及び同月二十日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十九年七月二日(月曜日)から同月六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に

相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	一千二百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	一千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型三種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成十九年七月二十日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十九年七月二日(月曜日)から同月六日(金曜日)までの午前八時三十分から

午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千二百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三一二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第四十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十九年六月十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成十九年七月二十三日(月曜日)及び同月二十四日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十九年七月二日(月曜日)から同月六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三一二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成十九年七月二十四日(火曜日)及び同月二十五日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十九年七月二日(月曜日)から同月六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよととする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二

に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十九年七月二十五日(水曜日)及び同月二十六日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十九年七月二日(月曜日)から同月六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよととする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当

する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型一種）、教習指導員審査（中型一種）及び教習指導員審査（普通一種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成十九年七月二十六日（木曜日）午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成十九年七月二日（月曜日）から同月六日（金曜日）までの午前八時三十分から

午後五時十五分まで
審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十九年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

(一) 夏季一時金の要求に関する件

(二) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成十九年六月十六日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十九年六月十五日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）